第二項の表函館ＶＯＲの項中「(平成11年12月２日から供用再開)」を「(平成25年９月19日から平成26年11月12日まで供用休止)」に改め、同項の次に次のように加える。

中野上欄に同じ	N41°46′E140°50′北海道函館市	117.3	100な	しNNE	24時間	平成25年９月19日	中野DMEと組合せＶＯＲ／DMEとして運用

第二項の表雄和ＶＯＲの項中「昭和56年６月26日」の次に「(平成25年９月19日から平成25年12月11日まで供用休止)」を加え、同項の次に次のように加える。

羽後上欄に同じ	N39°37′E140°12′秋田県秋田市	114.6	100な	しUGE	24時間	平成25年９月19日	羽後DMEと組合せＶＯＲ／DMEとして運用

第四項の表山形ＩＬＳの項中「昭和63年12月29日」の次に「(平成25年９月19日から平成25年11月13日まで供用休止)」を加える。

第五項の表函館ＤＭＥの項中「(平成11年12月２日から供用再開)」を「(平成25年９月19日から平成26年11月12日まで供用休止)」に改め、同項の次に次のように加える。

中野上欄に同じ	N41°46′E140°50′北海道函館市	1.207	3な	しNNE	24時間	平成25年９月19日	中野ＶＯＲと組合せＶＯＲ／DMEとして運用

第五項の表雄和ＤＭＥの項中「昭和56年６月26日」の次に「(平成25年９月19日から平成25年12月11日まで供用休止)」を加え、同項の次に次のように加える。

羽後上欄に同じ	N39°37′E140°12′秋田県秋田市	1,180	1.5な	しUGE	24時間	平成25年９月19日	羽後ＶＯＲと組合せＶＯＲ／DMEとして運用

附　則

この告示は、平成二十五年九月十九日から施行する。

○国土交通省告示第八百七号

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年九月十九日

○国土交通省告示第八百八号

鳥取空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　鳥取県　鳥取県鳥取市東町一丁目二百二十番地

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　鳥取空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　鳥取空港内及びその周辺　鳥取県鳥取市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十年運輸省告示第二百五十二号、平成二年運輸省告示第二百八十六号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表過走帯灯の項光度の欄中「千カンデラ」を「千四百カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年九月十九日

○海上保安庁告示第百六十六号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）を実施するため、浮標式を定める告示（昭和五十八年海上保安庁告示第百三十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月二十二日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

浮標式を定める告示の一部を改正する告示

浮標式を定める告示（昭和五十八年海上保安庁告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表左げん標識の項中「左げん」を「左舷」に、「向かって」を「向かって」に改め、同表右げん標識の項中「右げん」を「右舷」に改め、同表特殊標識の項中「海洋観測施設」の次に「等の特別な施設」を加え、同表同項の次に次のように加える。

緊急沈船標識	標識の位置又はその付近に沈船があること。

第二条の表備考を削る。

第三条第一号の表左げん標識の項中「左げん」を「左舷」に改め、同表右げん標識の項中「右げん」を「右舷」に改め、同表安全水域標識の項を次のように改める。

安全水域標識	やぐら形	柱形	球形一個	赤白縦じま	白	等明暗光、モールス符号光A又は長せん光（毎十秒に一長せん光）

第三条第一号の表特殊標識の項の次に次のように加える。

緊急沈船標識	やぐら形	柱形	十字形一個	青黄縦じま	黄	青、黄	明暗互光（青一秒暗〇・五秒黄一秒暗〇・五秒）

第三条第一号の表備考を削る。

第三条第一号の表左げん標識の項中「左げん」を「左舷」に改め、同表右げん標識の項中「右げん」を「右舷」に改め、同表安全水域標識の項を次のように改める。

安全水域標識	やぐら形	柱形	球形一個	赤白縦じま	赤